

令和5年 第115回(定例)神河町議会会議録(第4日)

令和5年9月20日(水曜日)

議事日程(第4号)

令和5年9月20日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 小島義次	7番 松岡宣彦
2番 木村秀幸	8番 藤森正晴
3番 澤田俊一	9番 藤原資広
4番 廣納良幸	11番 栗原廣哉
5番 安部重助	12番 小寺俊輔
6番 吉岡嘉宏	

欠席議員(なし)

欠員(1名)

事務局出席職員職氏名

局長 高内教男 主査 鶴野雄二郎

説明のため出席した者の職氏名

町長 山名宗悟	建設課長 野崎直規
副町長 前田義人	地籍課長 中野友純
教育長 入江多喜夫	上下水道課長 谷総和人
総務課長 平岡万寿夫	健康福祉課長 藤原栄太
総務課参事兼財政特命参事 黒田勝樹	健康福祉課参事兼保健師事業特命参事 木村弘美
税務課長 長井千晴	会計管理者兼会計課長 北川由美
住民生活課長 平岡民雄	町参事兼病院副院長兼事務長
住民生活課参事兼防災特命参事	

..... 井 出 博 春 名 常 洋
農林政策課長	病院総務課長兼施設課長
前 川 穂 積 井 上 淳 一 朗
ひと・まち・みらい課長 井 上 淳 一 朗
..... 石 橋 啓 明	教育課長兼給食センター所長
ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事 児 島 浩 司
..... 高 橋 吉 治	教育課参事兼社会教育特命参事
..... 高 橋 吉 治 宮 本 公 平

午前 9 時 3 0 分開議

○議長（小寺 俊輔君） 皆さん、おはようございます。それでは、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は 11 名であります。定足数に達していますので、第 115 回
神河町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

○議長（小寺 俊輔君） 日程第 1、一般質問であります。

町の一般事務について、質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第 9 1 条及び 9 1 条の 2 の規定により、質問は一要旨一問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員 1 人につき、質問、答弁合わせて 60 分以内となっています。終了 10 分前と 5 分前にはブザーを鳴らし、60 分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらず、ブザーによりお知らせし、議長により発言を止めます。

議会基本条例第 1 2 条第 1 項においても、会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式で行うと定めています。

同条第 2 項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は、議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができると、議員に反問できることを認めています。

また、同条第 3 項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。

いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。

それでは、通告順に従いまして、6 番、吉岡嘉宏議員を指名します。

6 番、吉岡嘉宏議員。

○議員（6 番 吉岡 嘉宏君） 6 番、吉岡嘉宏でございます。今日は、3 点について一般質問をさせていただきたいと思っております。

3点ありまして、まず、1つ目、相続登記義務化の周知活動は必要ということで、令和6年4月1日から、来年ですね、不動産の相続登記が義務化をされます。相続で、不動産取得を知った日から3年以内に相続登記をしなかった場合、10万円以下の過料、罰金が科せられることとなります。これはテレビ見ておられる方はもう一つぴんとこないだろうと思うんですけど、今までは、私を例に例えると、私の父が亡くなります。父は土地と家屋と父名義で登記をしている、父の名前で戸籍でいう登記をしている。これを亡くなった後、私と兄弟で相続するわけですね。誰が相続するかいうことを兄弟で話をして、所有者を決めるわけです。このことを放置しておっても大丈夫やったんですね、今までは、罰金もなし。ところが、こういうことをしてないために、国としては、公共工事の用地買収であるとか、それから、今問題になっている特定空家、危険空き家ですね、倒壊しそうな空き家、そういったときの所有者を調べるのに困り果てていると。こういったもろもろの様々な原因から、相続登記が義務化ということになります。ちなみに、相続登記をせんと放置してある土地は、九州の面積に匹敵をする410万ヘクタール、九州の地図を思い浮かべてください、あれが所有者が不明確になっている。お父さんが死んだ後、誰も相続せんと放っていると、これが410万ヘクタール、途方もない数字であります。

このことを適正化するというのが国の趣旨で、これは国の仕事、つまり、ここらでいうと姫路法務局ですね。姫路法務局の仕事やから、町はちょっともう啓発いいだろうというのではなくて、もちろん町の広報紙やホームページで周知はされると思うんですけども、説明会を、人口の小さな町ですんで、小さな町のメリットを生かして、ブロック別説明会のようなことを、できれば町内7ブロック、消防団のブロックですね、これが一番僕は理想的かな思うんですけども、7ブロックで説明会をされれば、住民の理解が深まって、相続登記が進んでいくと、例えば次のメリットとして、公共工事のとき、地権者が誰だと特定でき、明確になり、用地買収等がスムーズにできる。それから、さっきも申しましたが、特定空家対策事業、倒壊しそうな危険な空き家の対策事業ですね、これはもう最終的に、昨日も高砂市が行政代執行でやりましたけども、非常に大きな問題になっています。それから、空き家バンク事業も、これは移住サポートセンターというところで、柏尾ですね、やっていますけども、今言いましたように、誰も所有者がいらないじゃなくて、所有者が明確になって、今言いました空き家バンク事業や特定空家対策について前向きに事業が進むという2つの大きなメリットがあると思います。

そういったところで、こういう説明会が私は必要やと思うんですけども、町執行部、どうでしょうか、回答をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

この相続登記が義務化された大きな要因は、先ほども吉岡議員が説明されたとおり、所有者不明の土地の増加にあるわけでございます。少子高齢化などを背景に、現在、国

内には膨大な所有者不明の土地が存在するわけでありますが、この所有者不明の土地が増えていくと、登記簿で売主の名義が確認できなくなり、土地を売買することは非常に難しくなっています。これは、法人や個人など民間だけではなくて、国や自治体が開発を行う場合も同様でございます。業務に支障を来すということになるわけでありませう。ほかにも、土地を担保として利用できないことや、何世代にもわたって相続登記が放置されている場合、被相続人となる人物を特定することが難しくなるなど、手続の煩雑化が生じる可能性があります。

このような背景から、このたび法改正が行われ、令和6年4月1日から不動産の相続登記が義務化されることとなったわけですね。吉岡議員の御指摘のとおり、非常に重要な改正でありまして、多くの住民が関係する改正であることから、住民への説明会を開催すればという質問でございます。

現在の状況としましては、法務局を中心として啓発活動もされているところでございまして、説明会なども計画もされております。税務課においても、適時、説明を行っているところから、当面住民への説明会は考えてはおりませんが、詳細を税務課長のほうから申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 長井税務課長。

○税務課長（長井 千晴君） 税務課、長井でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在、税務課としまして、相続登記の法改正に関して行っている対応としましては、町内の納税義務者がお亡くなりになり、遺族の方が死亡後の手続に来庁された際に、固定資産税の納税義務者である場合には、相続人代表者届出書の提出を依頼しております。その際、この届出書は、あくまでも納税義務代表の届出であり、所有権移転がされるものでない旨の説明とともに、法改正による相続登記が義務化されたことについて説明し、法務局作成のパンフレットをお渡ししております。また、死亡後の手続にすぐに来庁されない場合は、死亡された次の月に、相続人代表者届出書の提出依頼文書とともに、相続登記義務化のパンフレットを郵送するようにしております。

広報紙やホームページ等での周知はもちろん予定しておりますが、現在、町内の該当する納税者の相続人の方には、その都度個々に御説明させていただいておりますのと、令和3年4月に不動産登記法等が改正されて以降、神河町内でも個人で相続登記をされる方が大変増えており、個々の説明や報道等で相続登記の必要性を認識されている方が増えていると思われませう。

以上のとおり、税務課としましては、個別に相続登記の御説明をさせていただいていることや、相続登記をされる方の増加を感じていることから、町長答弁のとおり、当面は説明会の開催は考えてはおりませんが、今後も広報紙やホームページ等で広く周知するとともに、納税義務者の相続人となられた方には、個々に丁寧な説明を続けていきます。

相続登記を行っていない人への周知をどのように行っていくかの課題につきましては、

その一つとしまして、現在、神戸地方法務局姫路支局において、相続登記義務化に関するビデオの作成を計画されており、今後、神河町ケーブルテレビのコミュニティチャンネルで放映する予定としております。

なお、参考までに、税務課で配布しております法務局作成のパンフレットをタブレットに添付しておりますので、御覧ください。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 中野地籍課長。

○地籍課長（中野 友純君） 地籍課の中野でございます。吉岡議員の相続登記の件について、地籍課の取組状況を発言させていただきます。

地籍課では、相続登記がされていなくても、地籍調査は実施できますので、これまでは積極的に相続登記をお願いすることはありませんでした。しかし、今後は窓口や地元説明会等で、相続登記の義務化について積極的に周知、説明をしていきたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 石橋ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（石橋 啓明君） ひと・まち・みらい課の石橋でございます。吉岡議員の相続登記の件につきまして、空き家バンク事業における相続登記の関係から発言をさせていただきたいと思っております。

このたびの相続登記の義務化に関しましては、空き家・空き土地バンク事業を推進する上で、好機、非常によい機会というふうに受け止めておりまして、所有者が確定することにより、よりスムーズに物件の登録ができて、また、その物件が売買、それから賃貸等へ進むことを期待をしておるところでございます。

現在、事業を委託しておりますかみかわ移住定住サポートセンターでは、この情報につきましてはいち早く情報収集させていただきまして、相談等を受けるために、不動産登記の基礎を含めたセミナーも開催をさせていただいております。参加された方からは、相続登記の方法、それから、登記をしない場合の過料が科されるというふうなことでございますので、その過料に対しての不安があるというふうな御意見等もいただいております。

かみかわ移住定住サポートセンターでは、そういった不安を解消するため、今後も相談を受け付けてまいります。空き家・空き土地バンクの登録を促していくために、相続登記のPRや、それから相続に対する相談も積極的に受け付けていきたいというふうに考えておるところでございます。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。回答聞かせてもうたんですけども、非常に残念な気持ちです。私も、移住サポートセンターのセミナーに行った一人でありま

す。説明を聞いて、質疑をすることで理解が深まります。それが説明会の最大のメリット。

ちょっと話替わるかもしれないんですけど、僕は、法務局はどんなことするのかなと思って興味あって、インターネットで調べました。姫路法務局は、姫路城の近所の何とかセンターで住民説明会やります。これ、ちゃんとPRしてあります。役場は法務局じゃないから、説明会せんでいいんだよというふうにしか取れないんですけども、やっぱり住民サービスする一番の最先端は町役場です。さっきも移住サポートセンターの話が出たんですけども、何も税務課で主導でやれとか、総務課主導でやってくださいとか、そういうことは私、申してません。さっき石橋課長からも話ありましたが、ひと・まち・みらい課が柏尾区内にあります旧ファミリー跡の移住サポートセンターという空き家バンクをやっている、あるいは移住してくる人の相談を受ける、そういう機関をつくって、3人の職員で仕事をしているわけです。そこに委託すればいいんです、説明会もね。

私はセミナーへ行きました。移住サポートセンター主催ですよ、相続登記の義務化について。やっとなですよ、実際は説明会ね。そのときに、柏尾区の区長も来られてました。柏尾区の現の区長さん、太田さんですね、太田さんとも話したんですけども、非常に危機感持たれておって、死亡者が出て、いや、相続せなあかんやん言う前に、先手を打って、実は死亡者が出て、その人が土地や家屋の所有者やったら放っといたらあかんねんでっていうことを区民に知らしめんとあかんということで、たまたま移住サポートセンターが柏尾区内にあるから、そういう臨機応変な、立派に説明会されたと思うんですけども、柏尾で説明会されとんですね。どうでしたって区長に聞きましたら、アンケートを取ったらいいですね。アンケート結果は、こんな相続登記せえへんかったら、罰金が来るとか、全然分からなかったと。それから、相続登記は何ぞやから分かりますからね、説明してくれてやから。そういう面からも、こういう初めての話を聞いて、よかったと。

さっきの税務課長の御説明では、亡くなられて、相続の代表者届等を出してもらうときに説明するって言われたんですけども、それじゃ遅いですね。やっぱり前もって、将来の備えとして、誰もがお父さん、お母さん、もし亡くなったら、自分は相続登記の段取りせんといかんという危機感を持ってもらわんとあかんので、それは死んだってから、おやじが死んだんですいうて税務課に来られたときに、実はこうなんですよ、いや、これはこれでももちろん立派な仕事で、ええことですよ、してもうたらいいいんですよ。それはもちろんしてもらいうことで、前もって、7ブロックがしんどかったら、説明会の開催ですよ、しんどかったら、例えば寺前のグリンデルホール、大河内1か所、神崎エリアは神崎公民館大ホールで1か所、僕、2か所でもええ思うんですね。やっぱり町の姿勢として、今からは相続登記、土地、家屋を戸籍みたいに法務局が、登記簿いうもんがあると。そこへ実は、ちゃんとお父さん亡くなったら、兄弟と相談して、自分の名前で所有者にせんとかあかんねんでっていうことをしゃべって、説明して、参加者から質疑

応答をやって、ほんなら、多方面の話も出てくるし、ええことなんで、僕は、7か所がしんどいって言われるんでしたら、2か所でもええんで、やるべきやと思います。講師も移住サポートセンター、もうセミナーやってますから、大体の目星ついているそうです。そして、町内にも司法書士さん、行政書士さん、開業されている方おられます、専門家がおられます。その方を頼ってもいいし、7か所になるか、2か所になるか分かりませんが、講師料といっても、町財政が困るようなお金じゃないでしょう。僕はやる気の問題やと思いますね。さっきも言いましたけど、人口も1万人を切った、一番ちっちゃな町です。それぐらいのことを力入れてできないんでしょうかね。

執行部、副町長、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 前田副町長。

○副町長（前田 義人君） 前田です。御質問の意図といたしますか、考え方、十分理解はしてるつもりでおります。ただ、それぞれ担当課長といたしますかがお答えしたとおり、現状において、やるべき対応というのはそれぞれの課でやってると。今、議員がおっしゃるように、事前に、あらかじめこの制度を知っておくということは非常に大切であるというところは本当に共感するところではあります、業務が多い少ないではなくて、国がやること、地方がやること、それぞれの担当分野がやることというふうなことを考えていきましたときに、今、必ずやらなければいけないというふうに感じない分野のお話かなというふうに思っております。状況によっては、やるべきことが出てくるかもしれませんが、その都度の判断ということで、現時点においては、今、御回答させていただいたとおりの対応ということでよいのかなというふうに思っております。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 危機感は特に持っていない、今すぐやるべきことでもないという御返答やったんですけど、僕はそうじゃなくて、何回も言いますがね、こういうことを分からない人、いっぱいあるんですね。個人、自分は戸籍というものに登録してあって、土地とか家屋とか山は、登記ということで姫路法務局にそれ用の戸籍があると。だから、死亡人が出た場合は、姫路法務局のほうの登記も変えないかん、このことを知ってってもらう意味でも、非常に僕、大事な説明会になると思うんで、執行部に権限あるんですけど、やる予定はないということですが、いま一度、ひと・まち・みらい課、移住サポートセンター、町の中枢部で相談していただいて、やるべきとき、やらんといかんような状況が来るとはおっしゃいましたが、僕は必要やと思うんで、ちょっと今言いましたひと・まち・みらい課、移住サポートセンター、町の町長、副町長さんで、ちょっともう一回、今日一般質問で吉岡がこんなこと言うと思ったけど、自分らどない思うっていう話を、移住サポートセンターも入れていただいて、もう1回、詰めをしてほしいなと思うんですけども、そこら、町長、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 副町長が答弁しましたので、私が言うことではございますけど

も、吉岡議員と我々の捉え方ですよね、もう全く違うのは、吉岡議員はこの間、相続登記をしなければいけないという部分について、サポートセンターで開催をした、その説明会に参加をされた。そしてまた、ちょうどその地域の柏尾区の区長さんとも話をされて、柏尾区で説明会もした、アンケート調査もやった、その結果を受けて、本日の一般質問に臨まれたというところでございますので、そのように考えますと、我々行政、執行部側がそこまでのいろいろと町民の御意見を聞いた、そしてまた、私自身、その説明会に行ったわけではございませんので、そういった実態でもって一般質問をされたというところをしっかりと受け止めさせていただいて、その上で、行政が何をすべきなのかというところ、今後調整させていただきます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 町長、答弁ありがとうございます。

そしたら、いや、実は今町長が申されたように、僕もセミナー行くまでは人ごとやったんです、ほんまに人ごとやった。もう相続登記終わるとし、済んだことやな思ってたんですけど、全然分からない人もいっぱいおってんで、一度、セミナー、移住サポートセンター、さらに何回かやってやと思うんで、そのときは、申し訳ないですけども、町長、副町長、総務課長あたりで一遍参加してみて、空気を吸うてほしいなと思います。いかがですか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 空気吸わせていただきます。参加したいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） じゃあ、一度説明会へ行っていただいて、町長、副町長なのか分かりませんが、現場の空気を吸っていただいて、さらに考えていただくということでお願いしたいと思います。

それでは、2番目の質問に行きます。2番目の質問は、神河町こどもを健やかに生み育てる支援金の拡充をということであります。

令和4年の年間出生数は38人という危機的な数字でございました。ちなみに、令和5年1月8日開催、二十歳の集い、旧成人式であります。この二十歳の集いの対象者は110人、20年前と比べると110から38というような数字になっているという、すごく悪い数字ですね、なっています。現行制度の支援金支給対象は、町内居住3年以上、かつ第3子以降で、1子、2子は駄目なんですね。第3子以降の方で出生したときに10万円、6歳到達時に5万円、12歳到達時に10万円の支給というふうになってございます。現行の支給対象児童、第3子以降、これを撤廃し、第1子、1人目からとし、出生したときに10万、小学校入学時に5万、中学校入学時に10万円というふうにしてはどうかなというふうに思います。

回答よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

こどもを健やかに生み育てる支援金については、議員も御承知のとおり、神河町でたくさんの子供が生まれて、健やかに育てほしいという趣旨の下、合併前の旧大河内町にあった制度で、支援金額を改定して現在に引き継いでいるものでございます。

合併直後の平成18年度と昨年、令和4年度の出生数を比較してみますと、平成18年度の出生数は99名、昨年度は38名ということで、62%の減少という状況でございます。また、こどもを健やかに生み育てる支援金の支給対象となる第3子以降の出生数を見ても、平成18年度が22名で、全体の出生数の22%、昨年度が7名で、全体の出生数の18%でございました。3人目以降のお子さんをもうける場合についてはほぼ横ばいという状況でございます。1世帯で子供をもうける数は以前から大きな変化はないものの、やはり結婚して神河町に住み続ける若者世帯が非常に少なくなっているのが少子化の大きな要因と考えております。

少子化対策の国の基本的な考え方として、少子化の原因は、晩婚化の進行等による未婚率の上昇、その背景には仕事と子育ての両立の負担感の増大があるとし、少子化対策はこのような負担感を緩和、除去して、安心して子育てができるような様々な環境整備を進め、家庭や子育てに夢や希望を持つことができるようにすることとしております。

この考え方を具体化するために、神河町は次のとおり、子育てがしやすい環境を整える取組を行っているところです。

高校生までの医療費無償化、預かり保育、子育て学習センターや学童クラブの設置、妊娠健康診査費用の助成や不育症治療費の助成、病児・病後児保育などの多くの子育て支援に取り組んでおります。また、出産祝い品として、子育て応援企業のピジョンマニファクチャリングより、平成29年からお尻拭き、母乳パッドの提供をいただき、保護者の皆様から大変喜ばれています。

令和4年度から、妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、伴走型の相談支援の充実と、出産・子育て応援交付金事業として、妊娠届出をした妊婦に5万円、出生届け出時に5万円を給付し、経済的な支援を実施しています。

さらに、岸田総理は、本年6月の記者会見で、政府が掲げる異次元の少子化対策として、児童手当を拡充する発表を行ったところです。異次元の少子化対策の具体的な内容としましては、これは記者会見での内容ですが、年収に関係なく、第1子、第2子は月1万円から1万5,000円を、第3子以降は3万円という内容でございました。

しかし、神河町の出生数の現状を考えますと、決して見過ごすことはできません。危機感を持って、さらに幅広く効果的な制度として、これまでの出産、子育てに加え、出会い、結婚に対する支援を検討していく必要があると考えています。

今回、議員から御提案いただいたこどもを健やかに生み育てる支援金の拡充については、子供を産んで育てるなら神河町となるよう、カップル誕生から結婚、妊娠、出産までの幅広い支援策を今後検討してまいりますので、御理解をいただきますようよろしく

お願いを申し上げ、質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。健やかに生み育てる支援金の拡充は今回しないと、こういう結論であります。これまでも、ちょっと記憶をたどると、平成25年の出生者数が46、平成26年の出生者数は44、これはもうすごく執行部としては危機感を持って、その後、さっきも町長が説明していただいたように、若者世帯向け家賃補助や住宅新築補助、若者町営住宅を2か所建てたり、高校生までの医療費無償化、いっぱいありました。平成27年には70、28年には71人と盛り返したと、これはもう施策が僕は当たったと思います。その当時、頑張ったなと思います。しかし、その当時はトップランナーやったんですよ。医療費の高校生ままで無償化とか、画期的やったんです、神河町。ちっちゃい町やからできたんですね。ところが、今や、言葉は悪いですけど、幾らでも無償化の自治体は出てまいりました。そして、新築の補助とか家賃の補助も幾らでもほかの自治体でやってきて、個性的、魅力的でなくなっているのは事実です。目新しくないんですね。今まで神河町しかなかった、健やかに生み育てる支援金、繰り返しますが、第3子以降の出生者に対して10万、5万、10万でね、12歳までで25万もらえるんですね。これについて、6歳5万、12歳10万のときに、6歳を、今回の提案ですね、6歳いうたら幼稚園になるときね、それを小学校入学時で1歳上げる。それから、12歳のときに10万円支給を中学校入学時に上げる。1歳上げる。これは、これまでのいろんな当局からの答弁聞いて、入学のときにはすごいお金が要るんですよ。例えば、中学校入るときは、制服や体操服買うたら13万要るんですよ、別途ね。そういうようなことを参考にさせてもらって、それぞれの小学校入学のとき、中学校入学のときに改めたらどうやと。なおかつ、第3子いうのも、もう少子化で第3子が減ってきてますから、第1子からにするという、これが私の考え方です。

予算的には、予算決算見ると、大体第3子以降に対する支給金ですから、400万程度です。400万ぐらい。試算をしまして、例えば令和6年から、第1子からオーケーにした場合に、その子が13歳になるとき、令和19年になるのかな、そのときで、ざっとですよ、年間出生者、欲張らんと50人と見て、1,250万要りますわ。1,250万。今が400万やから、3倍の予算です。800万も増えるやないかと、こういう話かもしれませんけども、他の市町にない独自の、この生み育てる支援金を拡充して、よその市町に負けへん独自の政策をもっと強いものにしましたということぐらいしないと、100人生まれておったもんが70になり、70生まれておったもんが50になり、50人が38になり。これを何か新しい施策ということで、今言いましたように、入学時のケアもできるし、手だてですね、ケアできますし、どうかなというふうに、ええん違うかなというふうに、私は思って提案したんです。

財政的に800万も増えるやないかということですけども、いろいろ使い道は考えておられるかもしれませんが、今はふるさと納税があります。ふるさと納税を原資とした

ふるさと応援基金というものもございますので、毎年5,000万から6,000万入ってきてますね。いや、もう使い道決まってるから駄目ですよという回答かもしれませんが、そこを何とか考えていただけへんかなと思うんですけど、これ、財政的な面から、黒田参事、どうですか。（発言する者あり）じゃあ、町長。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで回答させていただきます。

吉岡議員からはこどもを健やかに生み育てる支援金の拡充はしないというふうに理解をされたところでございますが、私も、先ほどの回答の中で、こどもを健やかに生み育てる支援金の拡充については、子供を産んで育てるなら神河町となるように、カップル誕生から結婚、妊娠、出産まで、幅の広い支援策を検討してまいりますのでというふうに言ったわけでございますから、生み育てる支援金は拡充はしないというふうに言うわけではないわけでございます。そういったことも含めて、トータルとして、そこもしっかりしてもらったんだなというような、新しい支援策を考えなければいけない。そのぐらい私も執行部としても、神河町の少子化の現状は危機感を持っている、このことは、特に令和5年度に入りましてからも、新年度予算、そしてまた、このたびの決算委員会の中でも、安部議員のほうから、この繰越金をどう活用していくんだと、そういうふうな話もある中で、この大胆な子育て支援をやるべきだろうというふうな御質問もありましたし、それに対しても、私は、これまでにないようなことをしっかりと考えていかなければならないというふうに申し上げたところでございますので、いろいろな角度から検討させていただきたいと。このように考えているわけでございます。

したがって、そのほか、このたびの9月議会に提案もさせていただきました。この中学生の自転車通学の新しい条例改正につきましても、この間、この本会議、また、総務文教常任委員会の中で議論をいただきまして、その中で、よい方向が向けたのではないかなと、このように思っております。最終の本会議で全てが決まるということではございませんが、そういった皆様方の御理解もいただいて、町としても、さらに力を入れていきたい、その覚悟でございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 私が答弁、ちょっと独り合点していたようで、申し訳ありません。それは率直にすみません。なしかなのと思ってました。総合的に考えるということで、分かりました。

話戻りますけど、財政特命参事に聞きましたけども、ここら、もし第1子目からにして、出生者50人で考えると500万、500万、5万のときには250万やから、1,250万円という試算しました。これ財政的に、勘弁してよか、どうなのか。また、ふるさと応援基金で活用できる余地もあるのか、そこら、財政的な回答、お願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。私も少し試

算をしてみました。1,000万円超えるなといったところかなというふうに思っています。ただ、非常に、町としては、一番最重要課題ということで、町長も申し上げましたが、そのように認識をしております。財源につきましては、新たに追加でこれだけの財源をどんどん増やしていくということは、これは無理な話でございまして、ある程度歳出の事業の中を精査をして、財源を捻出していくということになろうかと思えます。したがって、できるだけ事業の優先化ですね、少し今できる、今しないといけないもの、そういったものを見極めていきたいというふうに思っております。財源については、そのようなところから捻出をしていくべきものというふうに考えてございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 確認です。財源については、歳出の精査、歳出削減をして、そこから、もしやるとすれば捻出をします。これでよろしいですか。

○議長（小寺 俊輔君） 黒田総務課財政特命参事。

○総務課参事兼財政特命参事（黒田 勝樹君） 総務課、黒田でございます。もうそのとおりでございまして、そんなに新たに財源が増えるという要素は全くありませんので、逆に財源のほうはどんどんなくなっていくとか、減っていつている状況でございますので、これは、まずは基本として歳出を、事業を精査をして財源を捻出する、もうこれに尽きるというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 財政的には非常に厳しい環境はあるわけですが、神河町が、今、何をすべきかというところですね。出生数を回復、右肩上がりにしていくということが、もう最大の課題であろうというふうに思っておりますが、やはり現役世代が神河町に定住できる、そういった環境をつくるのが結果として財源確保につながるということだと思いますので、厳しい中ではありますけれども、やはりめり張りのある予算を組んで、この地域創生、人口減少対策に全力で取り組む覚悟でございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 答弁、これで分かりましたので、人口減少対策、出生数が38人ということに対して、町執行部も物すごい危機感を持っておられて、決意もされていると、対処について決意もされているということで理解をさせていただきました。

それでは、最後、3番目の一般質問に移ります。3番目、上小田区内のスキーシーズン中のトイレ対策をとということで、これは、6月の町長懇談会に傍聴に行かせていただきました。今年から、町議会議員、傍聴全て行けるようになりましたので、衝撃的な話を私は聞きました。スキーシーズンになると、上小田区内で渋滞、上りは渋滞していくわけですね。なおかつ、チェーンの脱着場があって、格好の休憩とか、ちっちゃい子の雪遊びとかもされているそうです。峰山高原のスキーの駐車場がいっぱいになると、そら、渋滞もしますし、上小田辺りでかなり車が渋滞してくるということとお聞き

しました。

上小田の区長さんのほうから、実は困っているんだと。公衆トイレがないから、人のふん尿ですね、これをこれだけ困っていると。民家へ駆け込んで、どないど、トイレ貸してくださいなど、もう多々あって困るとんやということでもあります。私も傍聴しとったんですが、そんときの執行部、当局の答弁は、上岩区内、寺前の隣ですね、こっとん亭ありますね。こっとん亭の横に立派な公衆用トイレがあります。ここに最後の公衆トイレという看板を出して、ここで用を足してくださいねというふうに啓発するという回答でありました。それは、何にも、啓発するのはね、今までもあれが公衆用トイレと気がつかん人もおっただろうから、非常にええことやと私は思いますよ。しかし、それは抜本解決にはなりません。上岩といってもほぼ寺前ですから、スキー場まで13キロぐらいあって、ちょうど上小田いうたら寺前辺りから10キロちょっと過ぎるぐらいになりますんで、とろとろ渋滞してくると、トイレの問題、これ当然出てきます。こっとん亭横の公衆トイレに看板出すのはもちろん大歓迎なんですけど、何とか上小田区内にそういうもんを造ってほしいなというふうに思います。

私、現地も確認をしてきました。上小田区の上小田バス停というもんがあって、近所に祇園さんという神社がございましてね。バス停があって、バス停の横、当然スキー場へ行く町道になっとんですね。町道の右端ね。スキー場向いて右端にコンクリートブロックでできたちっちゃいトイレあります。見てきました。もう見るも無残、あんなもん使えないです。あれをですね、所有者は結局不明だそうです。不明だと思います。昔に上小田区が造ったもんかもしれませんが、結局不明だそうです。その公衆用トイレを抜本改造して、そりゃ400万も500万もかかるでしょう。抜本改造するか、何かする。もしそれが駄目なら、以前、上小田の入り口の、今言いましたチェーン脱着場のところにね、ゲートボールの練習場があるんです。ゲートボール場があるんです。そこにトイレがあるんで、そこの開放を区に要請する。僕はどっちかだと思うんですけども、この辺りについて答弁をお願いします。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年の町長懇談会での上小田区長からの御意見を踏まえて、私としましても、スキー客が民家のトイレをお借りすることがあることが、近隣住民の皆様にお迷惑をおかけしているということでもあります。早急に解決しなければならないと考えているところでございまして、懇談会の中でも一番最初に回答をさせていただきましたが、その後、具体的な現状も聞かせていただいた中で、私のほうからも状況はよく分かりましたと、何か考えていかなければいけないなというふうに答弁もした記憶がございます。それ以降、役場内でも、何とかあの路線考えなあかんという話はしてきたところでありまして、その中での今回の一般質問かなというふうにも捉えたわけでもあります。それ以降、担当課のほうで、地元区長様をはじめ、地元の皆さんとも協議もさせていただいて、今検討

もしております。方向としては、設置をしていこうという方向でございます。

その状況について、ひと・まち・みらい課商工観光特命参事から報告させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

現在の状況といたしまして、6月16日の小田原ブロックの町長懇談会開催以降、区長様へ、民家のトイレを借りられる状況や、以前、上小田区ゲートボール場横の管理棟のトイレを開放していただいていた当時のことなどを教えていただきまして、町がそのグラウンドゴルフ場管理棟のトイレをお借りできる有無を含めて、幅広く意見交換をさせていただきますました。

また、8月24日の区長会後には、町として、今年度のスキーシーズンに向けて、スキー場の来客者に向けたトイレを開設したい希望をお伝えし、区長からは区民の方の意向についてもお伺いをさせていただいております。

その結果、現在のトイレ対策につきまして、御質問1つ目の上小田区内の上小田バス停横にある公衆用トイレにつきましては、調査しました結果、所有者不明であり、活用が難しいと判断しています。

続きまして、2つ目の上小田区グラウンドゴルフ場入り口にありますトイレを開放していただくことにつきましては、スキーシーズンが始まるまでに対応したいと考えています。しかし、地元調整も含めて、間に合わないということになれば、仮設トイレの設置なども視野に、今年のスキーシーズンまでに間に合わせたいと考えております。

以上、吉岡議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。例えば、観光施設で、遠隔地ね、新田ふるさと村に行く場合には、越知区内に川の駅、トイレがございます。それから、砥峰高原に行くなら、長谷ふれあいマーケットがあり、トイレを使えます。それぞれ遠隔地の施設、観光施設についてはしっかりとあるけども、スキー場については、こっとん亭、ほぼ寺前のこっとん亭、上岩区内のこっとん亭横の公衆トイレしかない、ということとして、私も町長懇談会の傍聴に行くまで、全くの盲点でした。でありますんで、これは、スキー場かなり遠いんで、さっきも手だてを講じるということで、よろしく願いたいなというふうに思います。

地元調整も含めて、間に合わないという参事さんの答弁あったんですけどね、今日は9月の20日です。スキー場オープンが12月の第2土曜やったと思うんですね。間に合わないってようなことは僕はないと思うんですけど、その辺の見解、参事さん、どうですか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） それでは、吉岡議員の御質問にお答えさせていただきます。

先日来より区長さんともお話をさせていただいて、区長さんであったり役員さんだけでなく、やっぱり区民の方の御意向もあられるということで、以前開放していただいた折のお話も聞きました。そのときの話としましては、やはりお掃除後、区民の方がお掃除をされた後、汚されたりとか、また、いたずらが少しあったりとかいうこともございまして、その辺のことを区民の方も懸念されているということをお聞きしております。そういった区民の方の御心配もあられるということから、区長さんのほうは、できるだけ区民の方の御意向も確認したいということでしたので、当然、町のほうとしましても、お借りすることが一番ベストかないうふうには考えておりますけれども、区民の方の御心情であったりとかいうところも大事にしながら調整のほうを進めてまいりたいと思っておりますので、御理解のほうお願いしたいと思っております。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから補足させていただきます。

町執行部といたしましても、そのトイレの設置について、今、担当参事が申し上げたとおり、地元の上小田区長様中心に話もさせていただきました。越知谷エリアでいうと川の駅がございまして、長谷については長谷マーケットがあるということなんですが、このスキーシーズン、上小田方面については、スキーシーズンが一番のネックになるということでありまして、そこで、どこで渋滞するのかというと、上小田区に入ってから渋滞するわけでありまして、そのように考えますと、上岩区で、まず1回目の仮設トイレは、これは公設で設置をしているということでありまして、それ以降、どこに設置をすればいいのか、吉岡議員が言われるように、永久構造物によるトイレの設置ということを考えた上で、地元区とも相談もさせていただいた。既存のゲートボール場がある、あそこを何とかということもあるんですが、様々な問題、課題もありますので、なかなか調整しにくいなというふうには考えますと、新設のこの上小田区内での公衆トイレというものは、それは必要であろうという考えはあります。しかしながら、集中するのは冬場でございます。冬場以外は、上小田区の中で渋滞するというのはまずない。一時、コロナ禍1年目のあのアウトドアブームがスタートした、あのときには、キャンプ場がお盆、大変な渋滞になって、ホテルから1.5キロぐらいが渋滞になったということでありまして、それも今は少しばらけてきておりますから、やっぱり一番のネックは冬場、スキー場シーズン中ということになりますから、何とかこの上小田区内にトイレを設置をしなければいけないという思い。その中では、仮設トイレをまずは設置させていただいて、その状況も見ながら、今後検討を重ねていってはどうかと、このように思っているところでございます。寺前にあります臨時駐車場も、シーズン中だけ仮設トイレも設置もさせていただいたというところでもあります。決して仮設トイレが、それでベストだという考えではございませんが、まずは、今年のシーズンに間に合うように対応させていた

できます。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 6番、吉岡です。仮設トイレという新しいアイデアをいただいて、一安心しております。再度聞きますけど、新設の公衆用トイレですね。今、祇園神社があって、上小田バス停があって、上小田バス停横にあるやつを撤去して、ブロックでできたトイレを撤去して、新しいのを造るという、このお考えはもうないということでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 結論から申し上げますと、今、その考えはございません。まずは仮設トイレを設置した上で、冬場の利用状況、不便な状況も見させていただいた上で、今後考えていくべき課題であろうというふうに捉えております。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） ちなみに仮設トイレ、場所的にイメージありましたら、答えられる範囲で。今は勘弁してやったら、それでも結構です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 場所につきましては、また改めて報告させていただきたいと考えております。

○議長（小寺 俊輔君） 吉岡議員。

○議員（6番 吉岡 嘉宏君） 場所については、また改めてということで、了解をさせていただきました。

観光人口100万人を目指している神河町でございますので、上小田方面だけ公衆トイレがないということで、これはもう必ず解決をせんとあかんということで、執行部側も肝に銘じておられるという様子がよく分かりましたので、よかったなというふうに思います。

以上3点、今日は質問させていただきまして、回答もいただきました。どうもお疲れさまでした。ありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で吉岡嘉宏議員の一般質問は終わりました。

○議長（小寺 俊輔君） ここで暫時休憩します。再開を11時とします。

午前10時30分休憩

午前11時00分再開

○議長（小寺 俊輔君） 再開します。

次に、1番、小島義次議員を指名します。

1番、小島義次議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島義次でございます。ちょっとお聞き苦しいか

もしれませんが、マスクをつけさせていただきます。

今回は、主な項目3点についてお伺いいたします。

まず、学校の指導用教材費負担を公費ではどうかというお尋ねです。

小学校では、1年生から6年生まで、各教科について教科書に準拠した教材が用いられています。教科書は無償になっていますが、この教材費は保護者の個人負担となっており、学年初めや学期初めに購入しています。中でも主要教科として、国語、算数、理科、社会の中で、漢字ドリル、計算ドリル、あるいは文章問題ドリルなどのいろんな種類のドリルがあります。また、社会科の資料集など、学習効果を高めたり、家庭学習に利用するなど、補助的に使用するのが通例になっています。また、学期ごとのテスト、それから夏休み問題集なども、担任の判断により購入して、利用していると思います。さらに、ピアニカ、リコーダー、絵の具セット、習字セット、家庭科セットなどの実習教材として、小学校では一度は購入するものだと思います。

このような学習の補助として使う教材は、冊子になっているものは再販価格に該当するものもあり、値引きはしていないと思います。これらを学級あるいは学年単位でまとめて購入するわけですが、児童数の分は当然児童から集金して代金を払います。しかし、指導者、先生が使用する分はどうなっているのか、誰が代金を払っているのかということです。聞くところによれば、教材屋さんがサービスで1冊先生用につけているようで、10年、20年前ぐらいは1冊でよかったものが、最近は、学級担任、そして副担任、特支担当、学習補助員など、1クラスで4冊も5冊も必要になってきています。

そこで、お尋ねします。学校現場、特に小学校において、児童が個人で使用する教材と同じものを、何人の教師が指導用として使用しているのか、その種類の数はどのくらいあるのでしょうか。それから、各教科で教材として使用している練習問題、いわゆる計算ドリル、あるいは漢字ドリルなどのトータルですね、その実態はどうなんでしょうかということをお伺いします。学年によって若干の差はあると思いますが、学年ごと、または平均的なところで結構ですので、分かれば教えていただきたいと思います。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 入江教育長。

○教育長（入江多喜夫君） 教育長、入江でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

小学校におきまして、児童が使用している教材につきましては、教科用図書、いわゆる教科書でございますが、それと、それから教科書に準拠と申しますか、あわせて、補助的に用いられる補助教材がございます。補助教材には、国語の漢字ドリルや算数の計算ドリル、社会の資料集や各教科テスト形式の問題集などがございまして、もちろん授業の中、あるいは、先ほどもおっしゃっていただいておりますが、家庭学習、課題教材、宿題ですね、として使用しております。また、笛とか習字道具でありましたら、授業を中心に用いるということになっております。いずれの教材につきましても、児童の

学びを支え、学力を高めるために非常に重要な役割を果たしており、指導者の活用の工夫によって、大きな教育効果が期待できるものであります。

今回、この教材、補助教材につきまして御質問をいただいております。詳細につきましては、教育課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

補助教材を使用する教師の人数でございますけれども、基本的には授業は学級担任または教科担任が行っております。教科によっては、兵庫型学習システムによる加配教員や町費の学習支援員が授業補助として同じ教室に入り、複数指導を行っているため、一度の授業で複数の教員が補助教材を使用する場合があります。同室複数指導を行う際の教員数は、学校や学級規模、教科、支援の必要な児童数によって異なる状況でございます。少ないケースではございますけれども、少人数授業で複数指導を行う場合、最大6名が同時に同じ教材を使用するという状況がございます。

補助教材の種類につきましては、各校、各学年により異なり、各校の種類を学年ごとにお答えさせていただきます。神崎小学校、1年生は11種類、2年生13種類、3年生16種類、4年生13種類、5年生15種類、6年生15種類でございます。寺前小学校につきましては、1年生12種類、2年生10種類、3年生15種類、4年生13種類、5年生15種類、6年生15種類でございます。また、長谷小学校につきましては、2年生は10種類、4年生14種類、5年生19種類、6年生19種類でございます。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。今、各学校での実態を回答いただきましたが、少なくとも10種類ですね。多ければ19種類、16ないし19という大変たくさんの教材があるということが、これだろうかということが出来ます。それらの教師用の指導の数の分だけ教材屋さんサービスとして提供を求めている例もあると聞きます。教材屋さんが自主的にサービスとして提供している場合もありますけれども、今までの慣例として、それはやめることもできない、教材屋さんの中には、何冊以上はこらえてくださいと、2冊、3冊ならいいですけども、もう4冊、5冊となってくると、ちょっと勘弁してくださいという事例も出ているそうです。そうなると、同じ教室の中で指導者として入っている方には指導用の冊子が手に入らないということになって、不自由になりまして、児童への指導に影響が出る場合もあります。

このように、教師が指導用として利用するものを業者側にサービスとして提供を求めるといのは、学校という公教育の場においては問題があるのではないかと考えます。教科書の指導用も公費負担となっています。必要不可欠な指導用教材についても、最低

限必要なものは公費で負担すべきではないでしょうかということを考えています。例えば予算を試算しましたところ、100万も200万もかかるものではないと思います。1クラス分で単純計算してみますと、計算ドリル1冊400円として、3学期分、3冊で1,200円、指導者を多く見積もって4人として4,800円、それが、漢字ドリルとか計算ドリル、文章問題ドリルなど、4種類と見積もって、1万9,200円ぐらいになります。これが6学年分で11万5,200円、寺前小学校、神崎小学校合わせて、これの2倍ですから、およそ23万円程度でできると思います。プラス、長谷小学校が少しあります。大ざっぱな計算ですが、大体的に見計らいとして出しましたが、まず、練習問題の類いから公費で賄ってはどうかということです。このぐらいの額の予算は取ることはできないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 児島教育課長。

○教育課長兼給食センター所長（児島 浩司君） 教育課、児島でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

補助教材につきましては、各校、各学年で、各教材の見本から選定したものを学校で認めて使用しています。年度当初にそれぞれの学年児童数の補助教材を納品いただく際に、予備として1冊余分に頂いており、その予備分を教師用として有効的に使用しております。また、支援の必要な児童等がいる学級において、同室複数指導を行うために、複数の教員が同じ補助教材を使う必要がございます。学校・学級規模、教科、支援の必要な児童数によって複数指導員の人数は変わるため、同室複数指導の状況により、業者に無理のない範囲で協力依頼をし、予備の補助教材や見本本では足りない分を提供いただくことがあります。しかし、冊数が多くなった場合等につきましては、公費により購入することも可能としております。今後につきましては、教員が使用する補助教材につきましては、公費負担により購入する方向で進めたいというふうに考えております。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 1番、小島です。ありがとうございます。方向性としては、公費負担による方向性と理解させていただきました。ありがとうございます。これが実施されれば、教師としても、安心して気兼ねなく教材が使用できるということで、指導効率も上がるものと思います。御検討よろしく願いいたします。

では、次の質問に移ります。観光業務をスムーズかつ有効に行うための工夫はとして、一例を挙げてお尋ねします。

コロナ禍が済みまして、各観光施設は多くの客でにぎわうときが戻ってきたようです。神河町は観光が大切な産業でありまして、交流人口を大切に、増加を目指していると聞いています。観光客の窓口となるのが、寺前駅横の観光協会のカーミンの観光案内所であり、栗賀にある銀の馬車道交流館だと思います。

そこで、お尋ねします。それぞれの施設を運営している主体はどこなのでしょうかと

ということです。また、観光案内所と銀の馬車道交流館との連携はあるのでしょうかというところをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋ひと・まち・みらい課商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、カーミンの観光案内所の施設の管理運営につきましては、一般社団法人神河町観光協会が指定管理者として管理運営を行っております。

続いて、銀の馬車道交流館の施設の管理運営につきましては、神河町商工会が管理運営を行っており、日々の管理、建物管理、店番としましては、銀の馬車道交流館運営協議会、地域の方々を中心とした団体が行っています。

次に、運営主体同士の連携の有無についてですが、観光協会の観光連携会議、月1回に、商工会担当者にも参加いただいております。町内観光施設とも歩調を合わせ、観光事業の発展に連携、協力をされています。観光協会と銀の馬車道交流館運営協議会につきましても、お互いに協議会の会員であり、連携されています。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。神河町の観光協会と、それからもう一つですね、神河町の商工会が管理運営している、この2つの系統があるということと理解しておきます。

そこで、ボランティアガイドの方の話では、団体バスなどが来て団体ガイドをするときは、カーミンの観光案内所では有料で、これは、団体の場合、パンフレットが有料と思われる場合があるということだと思います。一方、銀の馬車道交流館は無料、いわゆる団体でもパンフレットは無料で渡しておられるということを知りました。同じ観光の仕事をする施設として、この違いはどんな仕組みから来ているのでしょうかということです。

それから、また、それぞれボランティアガイドの年間の利用数はどのくらいでしょうか、お尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、カーミンの観光案内所と神河町観光ボランティアガイド連絡協議会の関係ですが、神河町観光ボランティアガイド連絡協議会の事務局を観光協会が担っています。観光ボランティアガイドへのお問合せやガイド依頼などの連絡先として、観光協会が窓口として引き受けている状況であります。

また、神河町観光ボランティアガイド連絡協議会のガイド料につきましては、1団体1,000円を基本料金、プラス1名につき100円加算となります。ただ、ガイドの報

酬はなく、あくまで無償ボランティアで御協力いただいております。このガイド料につきましては、ガイド研修費や運営費などの経費に充てられております。この運用につきましては、神河町観光ボランティアガイド連絡協議会で決められ、運用をされています。

続いて、銀の馬車道交流館のガイド料は無料ではありますが、商工会から伺っているのは、あくまで銀の馬車道交流館の店番としての配置であって、ボランティアガイドという業務を行っているわけではなく、銀の馬車道交流館の見学者から展示資料の説明などの依頼があれば、説明をお願いしていると伺っております。

次に、それぞれのボランティアガイドの年間利用数ですが、神河町観光ボランティアガイド連絡協議会のガイド事業は、1つ目、歴史ガイド、2つ目、水車ガイド、3つ目、高原ガイドの3種類ございます。令和4年度実績としましては、歴史ガイドは3回の6名参加、水車ガイドはゼロ回のゼロ名、高原ガイドは7回の45名で、合計10回、51名の参加となっております。

次に、銀の馬車道交流館の展示資料の説明について、令和4年度実績ですが、2回とのことでありました。

以上、小島議員の御質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。今、ガイド料については1団体1,000円を基本料金。プラス1名とありますが、このプラス1名というのはガイドの方が1名という意味で捉えてよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

プラス1名、100円加算といたしますのは、参加者の方の1名プラスにつき100円加算ということでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 参加者ということは、観光に来られて、その団体の1人当たりという意味に捉えていいですね。分かりました。

それと、それぞれガイドの事業が3つ上げてありますけれども、歴史ガイドが3回、水車ガイドはなしで、高原ガイドは7回ということですが、これ、全てが団体の人たちに対してのガイドなのでしょうか。個人で来られる方もありますけれども、団体に対してのガイドと解釈してよろしいですか。その場合、団体、来られる人数、団体によって人数が違うんですけども、大体何名ぐらいの団体が多いと、実態があるのでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

団体もありますし、個人の方もいます。団体は約何人程度かということでございます

が、団体、様々でございまして、お二人以上いうところになろうかと思えます。その実態につきましても、申し訳ございません、手元に今資料は持っておりませんので、詳細につきましても、今、分からないというところでございます。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。ちょっと実態、分からないことをお尋ねしまして、すみません。

2人以上が団体ということになれば、私が考えている団体のバス、例えば30人とか40人とか、たくさん団体で来られるというのをイメージするんですけども、2人以上だったら、5人でも10人でもそれは団体と捉えているというふうに捉えていいんでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。団体様といいますか、個人の方もいらっしゃいますし、捉え方のことかとは思いますが。ただ、団体、個人の取決めにつきましては、特になんというふうに思っております。以上でございます。

○議長（小寺 俊輔君） よろしいですか。

高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 小島議員の質問に追加で。1人で来られると1,000円、また、プラス1人、1,100円、例えばお二人で来られた場合ということになろうかと思いますが、基本は1,000円、プラスお一人であってもプラス100円というふうな形になります。となると1,100円、お二人で来られると1,200円ということでございます。基本、先ほども申しましたとおり、1団体、お一人でお申込みがあった場合、基本料金、例えば1,000円と100円プラス、お一人であれば合計1,100円、お二人であれば1,200円ということでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ということは、10人の方が来られた場合は、団体として1,000円、10人だから、100円で1,000円ですね、2,000円と、そんな計算していいんですか。じゃなくって。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 小島議員の質問にお答えさせていただきます。今、20人参加の場合ということでございますが、1団体1,000円でございますので、20人の団体の方がお申込みになられますと、1団体1,000円プラス100円掛ける10人ということで、1,000円と1,000円で2,000円ということになります。以上でございます。（「20人」と呼ぶ者あり）

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

- ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。訂正します。3,000円になります。以上でございます。
- 議長（小寺 俊輔君） 小島議員。
- 議員（1番 小島 義次君） 大体分かりました。観光客はそのぐらゐの経費を払って、当町に来て観光をされているというふうに捉えることができると思います。それぞれの施設、寺前の観光案内所あるいは銀の馬車道交流館ですね、年間の団体ガイドの利用ですね、これは、今ありましたように、歴史ガイドが3回とか、高原ガイドは7回、これは大体平均、じゃなくて、これは4年度でしたか、4年度の実績として捉えていいわけですね。コロナ禍になる以前と比較して、4年度はコロナが明けたときだから数が少ないと思うんですけども、コロナ禍以前はこの数字よりも多かったんでしょうか。
- 議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。
- ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。
- 観光ガイドのほうにつきましては、屋外でのガイドということでございます。ですので、ほぼ同じガイド数、また、参加者であったかと思っております。以上でございます。
- 議長（小寺 俊輔君） 小島議員。
- 議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。ということは、コロナ禍以前とコロナ明けて今の状態、あまり変わらないということだと理解しておきます。
- ただ、一つ、カーミンの観光案内所では、ボランティアでガイドされているのにガイド料が要ると、これは取り方の問題だと思うんですけども、ボランティアなのにガイド料が要するという、これはどう捉えればよいかという、つまり、ガイドはボランティアなんですけども、ガイド料は徴収していることですね、その捉え方、今ちょっと説明ありましたけども、そのように捉えていいのか、それから、将来的に有償ボランティア導入は考えておられるのかどうかということをお尋ねします。
- 議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。
- ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） ひと・まち・みらい課の高橋でございます。小島議員の御質問にお答えさせていただきます。
- まず1つ目、ガイド料、あくまでボランティア様はボランティアということで、無償だっという中でボランティアガイド料を取られているというところでございますが、先ほども申しましたとおり、ガイド研修費や運営費などの経費に充てさせていただいてるということでございます。
- それと、今後、有償、無償ということで、先ほどの分は有償にするつもりはないのかっという御質問であったと思うんですが、先ほどの御質問で回答させていただきましたとおり、組織、所管が異なり、料金、体制につきましては、基本的にはそれぞれの協議会で決めていただくべき内容と考えています。したがって、議会の一般質問の中でこのような御意見をいただいたということをそれぞれの協議会へお伝えし、検討、協議を

お願いしてまいりたいと考えています。

ただ、町の考えといたしましては、いずれの事業も次の世代に引き継ぐことができる業務、サービスを行っていききたいという思いであります。神河町観光ボランティアガイド連絡協議会様のガイド事業については、今以上に充実したサービスを提供しながら、引き続きガイド料金を頂き、さらに料金の一部を報酬としてガイドに支払うことで継続性を持たせたいと考えております。

また、銀の馬車道交流館につきましても、現在は入館料無料となっておりますが、逆に、入館料を有料として、店番だけでなく、資料や展示物の説明をしっかりと行い、入館料を頂いても満足していただける業務を行う。その入館料の一部で報酬を支払い、また、後継者育成のために利用するなど、次世代につなぐための経費としていきたいと考えています。持続可能なサービスの提供を展開していくためには、応分の費用負担を求めることが必要と考えています。町行政も一緒に取り組んでまいりますので、御理解を賜りたいと思います。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） 分かりました。次尋ねたいところの回答を言っていたくださりありがとうございます。

つまり、将来的に有償ボランティアの導入も検討していきたいというふうに私は捉えるんですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 高橋商工観光特命参事。

○ひと・まち・みらい課副課長兼商工観光特命参事（高橋 吉治君） 小島議員の御質問にお答えさせていただきます。

そのように考えております。今申したとおりでございます。以上です。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ちょっと私のほうから補足させていただきます。

これまでも観光特命参事の答弁でも申し上げたところでございますが、観光協会につきましては、御承知のとおり、もう現在、一般社団法人神河町観光協会ということで法人化して運営をしております。そして、その中に観光ボランティア協議会というものが組織されておまして、その事務局を観光協会が担っているということでもあります。そして、銀の馬車道交流館については商工会ということで、その内容についてはこれまでも申し上げたところでございまして、それぞれの運営についてはそれぞれの協議会、協会等で運営をしていただくということでもあります。

したがいまして、神河町として、観光協会のカーミンの観光案内所は町の財産でありますので、その運営を神河町観光協会が指定管理者として管理していただいております。そして、それぞれの運営については、それぞれの協会のほうでまた運営していただかなければならないということなんです、そのことを神河町がこうや

りますということにはならないわけでありまして、神河町としてこのように指導をするということはできますので、そういうスタンスでございます。

そして、一般社団法人観光協会ということでもありますけども、私も就任しましてから、やはり任意の団体での運営ということになりますと、なかなか、どういうんですか、運転資金の問題であったり、さあっと突発的な事業が発生したときに、これまで町も補助金はいろいろと出しているところではございますが、その都度、必要性があれば補正予算を組んでいかなければいけない、そういうふうなところがございまして、柔軟なその時々タイムリーな事業を起こしていくためにも、あるいは、いろいろな販売をしていくためにも、法人化はやっぱりやっていかなければいけないだろうということで、ようやく法人化されたということでございまして、大きな市でいえば、一般社団であるとかだけではなしに、DMOというようなさらに広域的な法人化もしているわけであります。最近でいいますと、上郡町も一般社団法人をされたと、要するに、やっぱり経営基盤の強化というところが、そして、安定的な運営をしていく、ここが主な目的でございますので、私どももいろいろな情報を仕入れて、経営基盤を強化するためにはどういうふうにしていったらいいか、そういうところは議員御指摘の御意見もいただきながら、それぞれの、特に観光協会については補助金、そしてまた、いろんな事業の補助金も出しておりますので、そういう意味においても、いろいろと御意見はさせていただきたいなというふうに思っております。

やっぱりボランティアというの、無償でというのは限界があると思うんです。ですから、次につなげていく、世代交代していくということにつきましては、一定の経費も必要になってこようかと思っておりますので、無償ということじゃなしに、やっぱり一定、この参加費といいますか、料金を頂いて運営していくということが長続きすることにつながるというふうに思っておりますので、そういう考えで今後も臨みたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。私、最後にお聞きしたかったんですけども、いわゆるボランティアという言葉がつかますと、大体無料であるというふうに考えるんですけども、そのボランティアガイドをされているということで、今説明ありましたけども、ボランティアガイドを無料にするお考えはないでしょうかと聞きたかったんですけども、今の回答では、有償の方向に持って行って、その中から運営とかいろんな経費に充てていくというふうに考えていると答弁があったと思うんですけど、そのように捉えてよろしいでしょうか。

○議長（小寺 俊輔君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうで答弁させていただきます。

おっしゃるとおりでございます。私、無償でというのは、無償で、それで継続できればいいわけなんですけど、これだけ神河町、高齢化が進んでいく中で、世代交代がいろ

んな産業、事業においてもできないというふうに考えれば、なかなか無償でいろいろな事業を展開するというのは限界があるのではないかなと、このように思うわけでございます。しっかりと、どういうんですか、経済的な安定という点からも、やはりボランティアではあるけども、有償ボランティアということもありますので、そういった方向に進むべきだろうというふうに思っております。

銀の馬車道交流館は、神河町商工会が管理運営していただいておりますけども、これまで答弁したとおり、無料ということでございます、入館無料。しかしながら、行政としては、今後はやっぱりもう少し改善すべきところはあるのではないかなと、そんな思いもございますので、また秋に、これから商工会との意見交換会もありますので、そういったところで協議もさせていただければというふうに思うところでございます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。観光業務をスムーズに行う、あるいは有効に効率的に行うというところの工夫を、これからも少しずつでも改善していただけたらと思います。その中に、ボランティアといえども有償という形に持っていきたいという方向性であるというふうに解釈しておきます。

次に、病院の受付業務のスムーズ化をされてはどうかという質問です。

今、病院では、経営改善のためにいろいろな手法で改革を進めておられます。その改善の中の一つに当てはまるものと思いますが、ある方から次のような意見がありました。

具体的に言いますと、ある方が、足にうおのめができて痛くて仕方がないので、近くの神崎総合病院で、手術でうおのめを取ってもらおうと病院の受付へ行かれたそうです。受付で、手術で取ってほしいが手術はできるのかなど、その旨を説明し、伝えたということで、そして、診察まで長い時間、痛いのを我慢して待っていたということだそうです。やっと診察の番が来て、皮膚科の先生に診てもらおうと、先生がいきなりメスを取り出して、足にできているうおのめにメスを近づけたとき、その人はびっくりして、先生、麻酔もせずに切るんですかと言ったところ、先生は、いや、固くなっているところを削るんですよと言われたそうです。その患者さんはほっとしたと同時に、皮膚科では手術はしないんだなということを初めて知ったということです。そういうことなら、受付で手術で取ってほしいと伝えたのに、こちらの思いが伝わっていないのではないかと、受付で、皮膚科では手術はできませんとすぐに返事をもらえれば、痛いのを長い時間我慢して待たなくても、すぐにほかの外科なり、手術できるところへ行けたのにと気持ちを害されていたということです。

そして、その方の意見として、まず、受付で患者の意向や思いを早く伝えてほしい、早く返事が患者に伝わる仕組みを整えてほしい、素早い対応をしてほしいと言われていましたが、全ての科の受付でも、患者の要望に沿ったものを先生に伝えることはできないか、あるいは、受付窓口と先生とのコンタクトを素早くすることはできないかということです。もちろん診察しないと判断できないことのほうが多いと思いますが、今回の

事例のように、制度上のことで、診察しなくても、決められていることがあれば、先生とコンタクト取って、早く患者のほうに返事ができるのであれば、患者としては助かるのではないかと思います。

このような事例は非常に少ないと思いますけれども、患者さんの思いが受付では先生まで届くのか、あるいは届かないのでしょうか、いかがでしょうかということをお尋ねします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えします。

今回のケースの現場となりました当院皮膚科ですが、神戸大学から週に2日、午前みの応援体制で運営しています。非常に多くの住民の皆さんに御利用いただいていることもあり、待ち時間は長めになっているところです。

そこで、待ち時間は最大でも1時間以内に抑えるべく、鋭意取り組んでいるところで、まずはその点につきまして御理解をお願いいたします。

昨今では、おおよそですが、診察日1日当たり約60人の患者さんを診察し、そのうち初診が約20人という、かなりの繁忙状況にごさしまして、外来では最も忙しい診療科だと考えています。

今回のケースの御希望内容を整理します。まず、1つ目として、何をというところですが、痛みのひどいおのめをとということになるかと思えます。2つ目としまして、どうやってということとなりますと、侵襲性の高い手術という方法によってということとなり、3つ目としまして、どうするのかというと、除去するということかと思えます。

まず、1つ目のうおのめをとということですが、それは、患者さんがそう思うだけで、もしかしますと、腫瘍など別の疾患かもしれないです。2つ目の、手術ではなくて侵襲性の低い薬剤や処置によって対応するほうが望ましいかもしれない。また、3つ目は、除去せずに幹部の圧迫を開放しながら治療すべきだろうと普通は考えられますので、ベストの選択肢は、やはり診断に基づき、医師と意見を交わしながら決定されることだと考えます。

ちなみに、患者さんが独自に勉強されて、特定の手法や術式を希望されること自体はよいことかと思えますが、情報量とその理解におのずと限界があります。一方、医療措置の内容は、療養担当規則によりまして、医師が必要と認める場合にしか行えないこととされておりますので、患者さんの希望する手法を常に実現できることにはなりません。例えば注射です。服薬で改善できることが期待できる場合には、幾ら患者さんが注射を希望されてもそうはできません。侵襲的な医療措置の代表格であります手術の場合、なおさらその判断は厳格に行われます。

以上、背景の御説明が長くなりましたが、次いで、御質問の本質部分に移ります。

受付時に伺いました患者さんの思いや希望は、問診票にメモを添える形で、診察前に

受付から各診療科へ届けられますが、医師に伝わるタイミングはその患者さんを呼び込む直前となるのが一般的です。あわせて、受付では患者さんに、診察時に医師に直接伝えてくださいねと言葉も添えているところです。しかし、診察の結果、希望に沿った対応ができるかどうかは、患者さんの疾患と症状に基づいた、まさに医学的判断の結果ですので、事前に、かつ一律にルール化できるものではないということは、あらかじめ御理解をお願いします。

なお、当院皮膚科では、外来手術も1年に10件ほどながら実施していますし、一律に手術はしないという取決めなどはございません。

以上、小島議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。患者の側としては、こういう場に立ちますと、ああ、あの皮膚科では手術しないんだなというふうに勘違いされるということもあると思うんですね。今お聞きしましたら、年に何回かは手術もするという事で、実態はそのような、それはやっぱりお医者さんの判断によってということと聞いておきます。

現在、病院ではいろいろな改革を進められているとお聞きしますけれども、受付窓口と先生との連携をスムーズにということで、病院改革として、このような受付業務を改善する、もちろんその方向性にはあると思うんですけども、それをできるだけ早く、待ち時間等関係してきますので、受付業務を改善することは可能でしょうかということをお伺いします。

○議長（小寺 俊輔君） 春名病院副院長兼事務長。

○町参事兼病院副院長兼事務長（春名 常洋君） 病院副院長兼事務長、春名でございます。それでは、小島議員の御質問にお答えいたします。

受付と医師との連携につきましては、もちろんスムーズに行いたいところですが、患者さんからの希望が具体的であればあるほど、それにお応えできない場合も出てこようかと思えますし、その思いが強ければ強いほど、苦情となって現れるものだと思います。

経営改善の一環としましての待ち時間対策としましては、医師間における患者数の不均衡の解消、医師間のコンサルトの推進、診察時間帯の分散、新規患者枠、紹介患者枠の設定、救急患者対応担当医の設定など、既に検討に着手しているところです。

しかし、今回のケースにおける苦情の主要な部分、つまり、治療内容について希望に添えないなら、その旨、診察前に医師側から患者に伝えるべきという点につきましては、できる場合はそうしてさしあげたいものの、現実には、対面での診察を介した医学的判断を経る必要があるため、診察前にはかなり困難とお答えせざるを得ません。

そもそも今回のケースは、手術への思いがかなり強い患者さんのお見受けしました。一般的にうおのめの場合は、厚くなった角質をメスで徐々に削り取り、目の部分を除去するということになりませんが、縫合を伴う場合に初めて手術として分類されます

ので、多くの場合は、外来診察室において縫合しない範囲、つまり、処置で完了します。また、仮に手術をしたとしても、不適切な圧迫が続けばすぐに再発するものですので、医師は、手術をせずとも、侵襲性の低い処置に併せて、靴や歩き方の改善をしようと判断したものと思われまます。

最後に、今回のケースは非常にまれなケースですので、こういったケースを前提に受付と診察室間のシステムを構築しますと、一方で、他の患者さんの診察の遅れや手続の煩雑さが増大するという別の部分でのサービス低下を招くことも危惧するところです。引き続き、各所での待ち時間対策、部門間の連絡体制の改善に向けて検討を重ねてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

なお、待ち時間の有効活用策としまして、このたび、無料の院内Wi-Fiを整備しましたので、御活用いただければ幸いです。

以上、小島議員への御質問への回答とさせていただきます。

○議長（小寺 俊輔君） 小島議員。

○議員（1番 小島 義次君） ありがとうございます。専門的な立場から、また、幅広い見地から対応の仕方を回答いただきまして、よく分かりました。その回答の中で、やはり対面で診察をしてもらって、その中で医学的な判断を経る必要があるというところ、このところを、このような例に出た患者の場合、受付のところで、やっぱり診察してもらって、それから手術できるかできないかはその先生が判断されますよということを前もって伝えてもらえれば、患者の方も理解して、ああ、それならと患者のほうでいろいろと行動をされるということが考えられます。また、そのようにしてもらえれば、患者に対しての理解が深まるんじゃないかと思っております。

町民のための病院として、患者の身になっての改善策を今も進めておられますけれども、できるところからどんどん進めていただくことをお願いしまして、今回の私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で小島義次議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

○議長（小寺 俊輔君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

お諮りします。明日から9月26日まで休会したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小寺 俊輔君） 御異議ないものと認めます。よって、明日から9月26日まで休会と決定しました。

次の本会議は、9月27日午前9時再開とします。

本日はこれにて散会とします。どうもお疲れさまでした。

午前11時51分散会
